

昭和一六年一二月八日

宮本吉夫

自由民主党政務調査会調査役／当時は内閣情報局放送課長として戦時放送を監督した。

崎山正毅

神奈川大学教授・英文学／当時はNHK企画部副部长として番組編成の事実上の責任者。

頼母木真六

元NHK経営委員、大倉観光取締役／当時、NHK国際部長として日本の立場を海外に訴えた。

春日由三

日本音楽著作権協会理事長、元NHK専務理事／開戦当日、首相官邸放送室から番組を編成送出した。

島浦

昭和一四(一九三九)

年

に時局放送企画協議会といものができて、それまでの放送編成会議といものがなく

なった。そういうふうには時局に即応する体制といものが、この頃から番組の面で徐々に出てきていると思うんですが、宮本さんその辺からひとつ……。

宮本

昭和一二(一九三七)

年

の二・二六事件のころ内閣に情報委員会といものができたんですよ。そこへ、陸

〔軍〕・海〔軍〕、

外務省、

通信省

(主に郵政と通信を取扱う省。一九四九年郵政省と電気通信省とに分かれて廃止された。さらに郵政省は、二〇〇一年総務省になった)

からばくも出向で行けといわ

れた。そのあと日支事変(日中戦争の当時)の直前に内閣情報部といものができたんですが、この情報部といものは放送局に何も指令は出さなかった。そのうちに放送局で崎山さんたちが企画部をこしらえたでしょう。

崎山

そう。前に編成部といので、編成部といのは番組だけを寄せ集めているだけで、放送局も主体性

を持ってやるうじやないかというふうなことでしたね。小野賢一郎さんが部長をかねていた。

春日 崎山さんが企画部副部長、それは「昭和」一六(一九四一)年の一月ですよ。つまり、さつき島浦氏が出した編成会議というのが、各局に関係なくあった。それはどうも外にあってはぐあいが悪いというので、編成部というのを今度は編成局の一つの部門にし、そのうちに番組の提案を集めて並べるだけでなく、それ自体が企画を持たなければいかんというので「昭和」一六(一九四一)年の一月に小野さんが業務局次長兼企画部長。實際上、崎山さんは副部長だけれど、企画部長みだいになったんです。

情報局創設の前後

宮本 昭和一五(一九四〇)年七月に生まれた第二次近衛内閣の初仕事が情報局の創設という仕事なんです。その頃は陸軍と海軍と外務省が、外へ向かっててんでんばらばらなことをいうんですよ。それで陸軍も海軍も報道部をみんなつぶし、内務省の検閲もつぶしてしまえと言って、情報局というのが帝劇(帝國劇場)で発足したのが一二月(六日)です。第二部というのが、新聞、放送、出版で、この間死んだ松村秀逸さんが新聞第一課長で、海軍は大熊という人。私は若僧だけれども放送課長でそのまま入っていた。上はいままで健在の吉住(吉積正雄)(一九四〇年二月、内閣情報局第二部長に就任)さんが第二部長なんですよ。

第一部は企画で、方針をきめる。第三部というのが検閲、第五部が内務省。文化だとか、演芸、音楽とかの担当でした。

頼母木 その時はまだ戦時体制とっていたけど戦争するも、戦争しないもないんです。

宮本 そうです。開業したとたんに「国家保安法」(一)とかいうこわい法律ができて、軍事ばかりでなく、外交も全部厳秘だ。政府の発表したもの以外は何も書いてはいかん。流布したら死刑になるという。それで情報

局は仕事がなくなっちゃったんだ。指導、監督は情報局で、検閲は昔どおり通信省ていしんなんですよ。

その時分に私もちょっと気合いのかかっていた時だったから、その放送も企画部をつくって、主体性を持つとうというふうな事になったんでしよう。それを放送局につくって、そのあと大東亞戦争アジア・太平洋戦争（）に突入したというのが実状です。

島浦 情報局がきて、番組からいいますと、「昭和」一六四一九年二月に 政府の時間 というのが始まるんですよ。それから ラジオ時局読本 というのがありました。そういうのはただ見ていると企画部だとか、その後の企画協議会などでつくったように見えるんだけど、すでにその時は情報局のイニシヤチブのもとにそういう番組をつくらされはじめていたようですね。

そして、「昭和」一六四一九年一二月の開戦の直前に、「国内放送非常態勢要項」というのが情報局から出たんですよ。こういうものができるくらいだから、もうその時にはすでに当事者は百も開戦を承知であったと思っんですけれども……。

宮本 私たちは、その時分は緘口令かんこうじょうをしかれて何もできないんだ。例としては五月二七日の海軍記念日に、その日のいい講演者が出てこない。大事なことは言えないんだからね。それでぼくは「平出大佐」大本営海軍報道部海軍大佐平出英夫（²）に出てもらったら……」と言って、平出大佐が出たんだが、その晩の、あれは歴史的な放送ですよ。びっくりしてみんな腰をぬかしちゃったんだ。彼が大放送をやった。戦艦武蔵のことでしょう。「大戦艦の用意あり、いくらでも戦争をする」という。それが翌日の『朝日』を除いた新聞に全部出た。一一月になったら、吉住部長がぼくに「近いうちに非常に忙しくなることがあるぞ」といった。その程度です。

島浦 そうすると「西の風、晴れ」³もご存知なかったわけですか。

宮本 あれを放送して(4)くれと海軍が持ってきた。あれが開戦の予告だったんだな。二日まえの土曜日だったが戦争というのはまだ教わらないんだから、近いうちに何かたいへんなことが起こるといふのだ。戦争をどことやると思ったら首だから教えてくれない。それでぼくは放送局へ行つて、関正雄常務理事はじめみんなに集まってもらつて、戦争のセの字もいわない打ち合わせをしたんだ。それからもう一つふしぎなのは、大本営発表のニュースにつけるマーチね。あれはその日、そこできめているんです。海軍は「軍艦マーチ」、陸軍は何やつていいかわからない。

島浦 結果的には陸軍は「分列行進曲」、で陸海協同の場合は「敵は幾万ありとても……」(5)になつた。ところで崎山さんは、七日はどうだったんですか。

註

(1) 国防保安法(昭和一六年法律第四九号)

第一章 罪

第一条 本法ニ於テ国家機密ト八国防上外国ニ対シ秘匿スルコトヲ要スル外交、財政、經濟其ノ他ニ関スル重要ナル国務ニ係ル事項ニシテ左ノ各号ノ一二該当スルモノ及之ヲ表示スル図書物件ヲ謂フ

- 一 御前會議、枢密院會議、閣議又ハ之ニ準ズベキ會議ニ付セラレタル事項及其ノ會議ノ議事
- 二 帝國議會ノ秘密會議ニ付セラレタル事項及其ノ會議ノ議事

三 前二号ノ會議ニ付スル為準備シタル事項其ノ他行政各部ノ重要ナル機密事項

第二条 本章ノ罰則八何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付亦之ヲ適用ス

第三条 業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外国（外国ノ為ニ行動スル者及外国人ヲ含ム以下同ジ）ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若^{もしく}八三年以上ノ懲役ニ処ス

第四条 外国ニ漏泄シ又ハ公ニスル目的ヲ以テ国家機密ヲ探知シ又ハ収集シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス

2 前項ノ目的ヲ以テ国家機密ヲ探知シ又ハ収集シタル者之ヲ外国ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若^{もしく}八三年以上ノ懲役ニ処ス

第五条 前二条ニ規定スル原由以外ノ原由ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外国ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ処ス

第六条 業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

第七条 業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者過失ニ因リ之ヲ外国ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ三年以上ノ禁錮又ハ三千円以下ノ罰金ニ処ス

第八条 国防上ノ利益ヲ害スベキ用途ニ供スル目的ヲ以テ又ハ其ノ用途ニ供セラルル虞^{おそれ}アルコトヲ知りテ外国ニ通報スル目的ヲ以テ外交、財政、経済其ノ他ニ関スル情報ヲ探知シ又ハ収集シタル者八十年以下ノ懲役ニ処ス

第九条 外国ト通謀シ又ハ外国ニ利益ヲ与フル目的ヲ以テ治安ヲ害スベキ事項ヲ流布シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ処ス

第十条 外国ト通謀シ又ハ外国ニ利益ヲ与フル目的ヲ以テ金融界ノ攪乱、重要物資ノ生産又ハ配給ノ阻害其ノ他ノ方法ニ依リ国民経済ノ運行ヲ著シク阻害スル虞^{おそれ}アル行為ヲ為シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ処ス

2 前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ十万円以下ノ罰金ヲ併科スルコトヲ得

第十一条 第三条乃至第五条、第八条、第九条及前条第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十二条 第三条乃至第五条、第九条又ハ第十条第一項ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆シタル者ハ被教唆者其ノ実行ヲ為スニ至ラザルトキ八十年以下ノ懲役ニ処ス

2 第三条乃至第五条、第九条又ハ第十条第一項ノ罪ヲ犯サシムル為他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

3 第八条ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆シタル者ハ被教唆者其ノ実行ヲ為スニ至ラザルトキ八三年以下ノ懲役ニ処ス

4 第八条ノ罪ヲ犯サシムル為他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第十三条 第三条乃至第五条、第九条又ハ第十条第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予備又ハ陰謀ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス

2 第八条ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予備又ハ陰謀ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス

第十四条 第四条第一項、第八条、第十一条乃至前条ノ罪ヲ犯シタル者未ダ官ニ発覚セザル前自首シタルトキ八其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除ス

第十五条 本章ニ規定スル犯罪行為ヲ組成シタル物、其ノ犯罪行為ニ供シ若ハ供セントシタル物又ハ其ノ犯罪行為ヨリ生ジ若ハ之ニ因リ得タル物ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限り之ヲ没収スル場合ヲ除クノ外何人ノ所有ヲ問ハズ検事之ヲ没収スルコトヲ得

2 前項ノ犯罪行為ノ報酬トシテ得タル物及同項ニ掲グル物ノ対価トシテ得タル物ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限り之ヲ没収ス其ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハザルトキハ其ノ価額ヲ追徴ス

第二章 刑事手続

第十六条 本章ノ規定ハ左ニ掲グル罪ニ関スル事件ニ付之ヲ適用ス

一 第三条乃至第十三条ノ罪

二 軍機保護法第二条乃至第七条及此等ニ関スル第十五条乃至第十七条、軍用資源秘密保護法第十一条乃至第十五条、第十九条、刑法第二編第三章、陸軍刑法第二十七条乃至第二十九条及此等ニ関スル第三十一条、第三十二条、第三十四条、海軍刑法第二十二條乃至第二十四條及此等ニ関スル第二十六條、第二十七條、第二十九條並ニ國家總動員法第四十四條ノ罪

2 本章ノ規定ハ外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ与フル目的ヲ以テ犯シタル左ニ掲グル罪ニ関スル事件ニ付亦之ヲ適用ス

軍機保護法（前項第二号ニ掲グル罪ヲ除ク）、軍用資源秘密保護法（前項第二号ニ掲グル罪ヲ除ク）、要塞地帯法、陸軍輸送港域軍事取締法、明治二十三年法律第八十三号（軍港要港規則違反者処分ノ件）、軍用電氣通信法、国境取締法、刑法第二編第一章、第二章、第四章、第八章乃至第十一章、第十五章乃至第十八章、第二十六章、第二十七章及第四十章、朝鮮刑事令第三条、陸軍刑法第二編第一章（前項第二号ニ掲グル罪ヲ除ク）、第八章及第九十九条、海軍刑法第二編第一章（前項第二号ニ掲グル罪ヲ除ク）、第八章及第一百条、治安維持法、大正十五年法律第六十号（暴力行為等処罰ニ関スル法律）、爆發物取締罰則、匪徒刑罰令（明治三十一年律令第二十四号）、不穩文書臨時取締法、通貨及証券模造取締法、通貨及証券模造取締規則（明治三十六年律令第十四号）、明治三十八年法律第六十六号（外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造變造及模造ニ関スル法律）、治安警察法、大正八年制令第七号（政治ニ関スル犯罪処罰ノ件）、外國為替管理法、関稅法、昭和十二年法律第九十二号（輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律）、船舶法、航空法、電信法、無線電信法並ニ

国家総動員法（前項第二号ニ掲グル罪ヲ除ク）ノ罪

第十七条 検事ハ被疑者ヲ召喚シ又ハ其ノ召喚ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

2 検事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ発スル召喚状ニハ命令ヲ為シタル検事ノ職、氏名及其ノ命令ニ因リ之ヲ発スル旨ヲモ記載スベシ

3 召喚状ノ送達ニ関スル裁判所書記及執達吏ニ属スル職務ハ司法警察官吏之ヲ行フコトヲ得

第十八条 被疑者正当ノ事由ナクシテ前条ノ規定ニ依ル召喚ニ応ゼズ又ハ刑事訴訟法第八十七条第一項各号ニ規定スル事由アルトキハ検事ハ被疑者ヲ勾引シ又ハ其ノ勾引ヲ他ノ検事ニ囑託シ若^{もしく}ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

2 前条第二項ノ規定ハ検事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ発スル勾引状ニ付之ヲ準用ス

第十九条 勾引シタル被疑者ハ指定セラレタル場所ニ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ検事又ハ司法警察官之ヲ訊問スベシ其ノ時間内ニ勾留状ヲ発セザルトキハ検事ハ被疑者ヲ釈放シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ釈放セシムベシ

第二十条 刑事訴訟法第八十七条第一項各号ニ規定スル事由アルトキハ検事ハ被疑者ヲ勾留シ又ハ其ノ勾留ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

2 第十七条第二項ノ規定ハ検事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ発スル勾留状ニ付之ヲ準用ス

第二十一条 勾留ニ付テハ警察官署又ハ憲兵隊ノ留置場ヲ以テ監獄ニ代用スルコトヲ得

第二十二条 勾留ノ期間ハ二月トス特ニ継続ノ必要アルトキハ区裁判所検事ハ検事正ノ許可、地方裁判所検事ハ検事長ノ許可ヲ受ケ一月毎ニ之ヲ更新スルコトヲ得但シ通ジテ四月ヲ超ユルコトヲ得ズ

2 治安維持法ノ罪ニ付特ニ継続ノ必要アルトキハ検事長ノ許可ヲ受ケ一月毎ニ勾留ノ期間ヲ更新スルコトヲ得但シ通ジテ一年ヲ超ユルコトヲ得ズ

- 3 検事総長又ハ其ノ指揮ヲ受ケタル検事刑法第七十三条、第七十五条又ハ第七十七条乃至第七十九条ノ罪ノ捜査ノ為特ニ繼續ノ必要アルトキハ一月毎ニ勾留ノ期間ヲ更新スルコトヲ得但シ通ジテ六月ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 第二十三条 勾留ノ事由消滅シ其ノ他勾留ヲ繼續スルノ必要ナシト思料スルトキハ検事ハ速ニ被疑者ヲ釈放シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ釈放セシムベシ
- 第二十四条 検事ハ被疑者ノ住居ヲ制限シテ勾留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得
- 2 刑事訴訟法第一百九条第一項ニ規定スル事由アル場合ニ於テハ検事ハ勾留ノ執行停止ヲ取消スコトヲ得
- 第二十五条 検事ハ被疑者ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
- 2 検事ハ公訴提起前ニ限り証人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ検事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
- 3 司法警察官検事ノ命令ニ因リ被疑者又ハ証人ヲ訊問シタルトキハ命令ヲ為シタル検事ノ職、氏名及其ノ命令ニ因リ訊問シタル旨ヲ訊問調書ニ記載スベシ
- 4 第十七条第二項及第三項ノ規定ハ証人訊問ニ付之ヲ準用ス
- 第二十六条 検事ハ公訴提起前ニ限り押収、搜索若ハ検証ヲ命ジ又ハ其ノ処分ヲ他ノ検事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
- 2 検事ハ公訴提起前ニ限り鑑定、通訳若ハ翻譯ヲ命ジ又ハ其ノ処分ヲ他ノ検事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
- 3 前条第三項ノ規定ハ押収、搜索又ハ検証ノ調書及鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問調書ニ付之ヲ準用ス
- 4 第十七条第二項及第三項ノ規定ハ鑑定、通訳及翻譯ニ付之ヲ準用ス
- 第二十七条 刑事訴訟法中被告人ノ召喚、勾引及勾留、被告人及証人ノ訊問、押収、搜索、検証、鑑定、通訳並ニ翻譯

二 関スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外被疑事件ニ付之ヲ準用ス但シ保釈及責付ニ関スル規定ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八条 外国船舶又ハ外国航空機法律又ハ之ニ基キテ発スル命令ニ依ル禁止又ハ制限ニ係ル区域ニ侵入シタル場合

ニ於テ検事捜査ノ為必要アルトキハ其ノ船舶若ハ航空機ニ対シ指定ノ場所ニ滞留スベキコトヲ命ジ若ハ之ヲ抑留シ又ハ其ノ船舶若ハ航空機ノ長、乗組員及乗客ニ対シ指定ノ場所ニ滞留スベキコトヲ命ズルコトヲ得

2 検事八前項ノ規定ニ依ル処分ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

3 前二項ノ規定ハ第十六条ニ規定スル罪以外ノ罪ニ関スル事件ニ付亦之ヲ適用ス

第二十九条 弁護人ハ司法大臣ノ予メ指定シタル弁護士ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ但シ刑事訴訟法第四十条第二項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第三十条 弁護人ノ数ハ被告人一人ニ付二人ヲ超ユルコトヲ得ズ

2 弁護人ノ選任ハ最初ニ定メタル公判期日ニ係ル召喚状ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ十日ヲ経過シタルトキハ之ヲ為スコトヲ得ズ但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一条 弁護人ハ審判ヲ公開シタル公判廷ニ於テ口頭弁論ヲ為ス場合ニハ国家機密、軍事上ノ秘密、軍用資源秘密又ハ官庁指定ノ総動員業務ニ関スル官庁ノ機密ヲ陳述スルコトヲ得ズ此ノ場合ニ於テ弁護人ハ其ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ陳述ニ代フルコトヲ得

第三十二条 弁護人ハ訴訟ニ関スル書類ノ謄写ヲ為サントスルトキハ裁判長又ハ予審判事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

2 弁護人ノ訴訟ニ関スル書類ノ閲覧ハ裁判長又ハ予審判事ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ為スベシ

第三十三条 第十六条第一項ニ掲グル罪又ハ外国ト通謀シ若ハ外国ニ利益ヲ与フル目的ヲ以テ同条第二項ニ掲グル罪ヲ

犯シタルモノト認メタル第一審ノ判決ニ対シテハ控訴ヲ為スコトヲ得ズ

2 前項ニ規定スル第一審ノ判決ニ対シテハ直接上告ヲ為スコトヲ得

3 上告八刑事訴訟法ニ於テ第二審ノ判決ニ対シ上告ヲ為スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ為スコトヲ得

4 上告裁判所ハ第二審ノ判決ニ対スル上告事件ニ関スル手續ニ依リ裁判ヲ為スベシ

第三十四条 裁判所ハ外国ト通謀シ若^{もしく}ハ外国ニ利益ヲ与フル目的ヲ以テ第十六条第二項ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノト認メタルトキハ其ノ旨ヲ判決ニ摘示スベシ

2 前項ノ摘示ヲ為シタル第一審判決ニ対シ上告アリタル場合ニ於テ上告裁判所外國ト通謀シ若^{もしく}ハ外国ニ利益ヲ与フル目的ヲ以テ犯シタルモノニ非ザルコトヲ疑フニ足ルベキ顯著ナル事由アルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀シ事件ヲ管轄控訴裁判所ニ移送スベシ

3 第十六条ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノト認メタル第一審判決ニ対シ上告アリタル場合ニ於テ上告裁判所同条ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノニ非ザルコトヲ疑フニ足ルベキ顯著ナル事由アルモノト認ムルトキハ亦前項ニ同ジ

第三十五条 上告裁判所ハ公判期日ノ通知ニ付テ八刑事訴訟法第四百二十二条第一項ノ期間ニ依ラザルコトヲ得

第三十六条 裁判所ハ本章ノ規定ノ適用ヲ受ケル罪ニ関スル訴訟ニ付テハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘^かラズ速^{すみやか}ニ其ノ裁判ヲ為スベシ

第三十七条 第十六条ニ規定スル罪ニ該ル事件(陪審法第四条ニ規定スルモノヲ除ク)ハ之ヲ陪審ニ付セズ

第三十八条 刑事手續ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一般ノ規定ノ適用アルモノトス

第三十九条 本章ノ規定ハ第二十一条、第二十二条、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項、第三十三条、第三十

四条及第三十七条ノ規定ヲ除クノ外軍法會議ノ刑事手續ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ刑事訴訟法第八十七条第

一項トアル八陸軍軍法會議法第四百三十三條又八海軍軍法會議法第四百三十三條、刑事訴訟法第四百二十二條第一項トアル八陸軍軍法會議法第四百四十四條第一項又八海軍軍法會議法第四百四十六條第一項トシ第二十四條第二項中刑事訴訟法第一百九條第一項二規定スル事由アル場合ニ於テトアル八何時ニテモトス

第四十條 朝鮮及台湾ニ在リテ八本章ニ掲グル法律八制令又八律令ニ於テ依ル場合ヲ含ム

2 朝鮮ニ在リテ八第二十二條第三項中刑法第七十三條、第七十五條又八第七十七條乃至第七十九條トアル八刑法第七十三條、第七十五條若^{もしく}八第七十七條乃至第七十九條又八朝鮮刑事令第三條トシ第三十五條中刑事訴訟法第四百二十二條第一項トアル八朝鮮刑事令第三十一條トス

3 朝鮮ニ在リテ八本章中ノ司法大臣トアル八朝鮮總督、檢事總長トアル八高等法院檢事長、檢事長又八檢事正トアル八覆審法院檢事長、地方裁判所檢事又八區裁判所檢事トアル八地方法院檢事トス

4 台湾ニ在リテ八本章中ノ司法大臣トアル八台灣總督、檢事總長又八檢事長トアル八高等法院檢察官長、檢事正トアル八地方法院檢察官長、地方裁判所檢事又八區裁判所檢事トアル八地方法院檢察官又八地方法院支部檢察官、檢事トアル八檢察官、予審判事トアル八予審判官トス

附 則

- 1 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 2 本法八内地、朝鮮、台湾及樺太ニ之ヲ施行ス
- 3 第二章ノ規定ハ本法施行前公訴ヲ提起シタル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ
- 4 本法施行前朝鮮刑事令第十二條乃至第十五條ノ規定ニ依リ為シタル捜査手續ハ本法施行後ト雖モ仍^{いえど}其^{なほ}ノ効力ヲ有ス

5 前項ノ捜査手續ニシテ本法ニ之ニ相当スル規定アルモノハ本法ニ依リ為シタルモノト看做ス

この法律は、昭和十六年三月七日に公布され、同五月一〇日より施行され、国防保安法廃止等ニ関スル件（昭和二〇年勅令第五六八号）により、本法は昭和二〇年一〇月一三日をもって廃止された。

この法律は戦争突入のための外国の諜報、宣伝、謀略を一切遮断する国防国家体制の総仕上げであったと言われている。

(2) 大本営海軍報道部課長・平出英夫（大佐）は、午後八時から「海戦の精神」と題して以下のような「特別講演」を放送した。

「帝国海軍は現在大小二百余隻の艦艇をもつて支那沿岸海域の作戦に従事しつつ、更に他の三百余隻の艦艇をこれに必要な根拠地とを整備して西太平洋の海域に備へてゐるのであるが、その整備状態はまさに帝国有史以来空前のものであつて、必要な基地は今や完全なる防備を施し終つて海鷲（戦闘機）（これに抛り、大鯨（軍艦））こゝにひそみ、軽々しく我に挑戦するものあらばこれを一拳に粉碎せんとする姿勢にあるのである。帝国海軍の航空兵力は軍民一致の努力によりその数すでに四千機になんなんとし、支那大陸において示しつつある遠距離爆撃その他の戦法とはまた別個に、わが海上航空部隊として独特の必殺的戦法をも練りつつある状態である。今日の世界情勢から日本が参戦することなしと断言することは誰にも出来ないと思はれる。」

(3) 一九四一年一月一九日、外務省は次のような回章を発令した。

一月一九日 東京回章二三五三号

（非常事態のウインド・メッセージ）

非常事態の場合の特殊メッセージ放送に関し。

非常事態（わが外交関係断絶の危険）における国際通信の杜絶の場合には、つぎの警報が毎日の日本語の短波ニュース放送のなかに加えられる。

- (一) 日米関係が危険になった場合……東の風雨。
- (二) 日ソ関係が危険になった場合……北の風曇。
- (三) 日英関係が危険になった場合……西の風晴れ。

この警報は、天気予報として放送の中間と最後に加えられ、二回繰返す。この警報を聞いたならば、すべての暗号書などを処分する。これはいまのところ、完全に秘密にしておかれたし。以上は至急通信である。

- (4) 一月八日午前〇時二五分から三時三〇分までの第七送信（東南アジア向け）の日本語ニュースのなかで、「西の風晴れ」が担当の海野春樹アナウンサーによって放送された。さらに午前三時五五分から開始の第一送信（ヨーロッパ向け）、午前九時から二五分間のアメリカ向け放送で放送された。アメリカ向けの放送はFCCが傍受し、次のように記録している。

「ニュースの途中でございますが、本日は特にここで天気予報を申し挙げます。西の風晴れ、西の風晴れ」（『真珠湾攻撃に関するアメリカ議会調査委員会議事録』三三〇八頁）

なお、日米開戦を意味する「東の風、雨」を受信したという証言もあるが、信憑性にとぼしいとして否定されている。しかし、本来は、「東の風、雨」と放送すべきものが、どうして「西の風、晴れ」になったかは謎とされている。（北山節郎『ラジオ・トウキョウ 戦時体制下 日本の対外放送』(II)「大東亜」への道）を参照。

- (5) 山田美妙斎作詞、小山作之助作曲。

元は、一八八六年（明治一九年）に刊行された詩集『新体詩選』に収録された、「戦景大和魂」という題の八章の詩であったが、小山が作曲にあたりこれから三章を抜粋した。

太平洋戦争時の大本営発表の戦勝発表の際、前後で流された。

一、

敵は幾万ありとても

すべて烏合の勢なるぞ

烏合の勢にあらざとも

味方に正しき道理あり

邪はそれ正に勝ちがたく

直は曲にぞ勝栗の

堅き心の一徹は

石に矢の立つ（季広が大石を虎だと見誤まって弓を射ったところ立つはずのない矢が石に突き刺さったという故事）ためしあり

石に立つ矢のためしあり

などて恐るる事やある

などてたゆとう事やある

二、

風に閃く連隊旗

記紋しるしは昇あさる朝日子あさひこよ

旗は飛びくる弾丸に

破やぶれることこそ誉ほめれなれ

身は日の本の兵士つひのもよ

旗はにな愧はじそ進すすめよや

斃たふるまでも進すすめよや

裂やぶかるるまでも進すすめよや

旗はにな愧はじそ耻はじなせそ

などて恐おそるる事ことやある

などてたゆとう事ことやある

三、

破やぶれて逃にぐるは国の耻はじ

進すすみて死しぬるは身ほの誉ほめ

瓦わとなりて残のこるより

玉たまとなりつつ碎くだけよや

畳たたみの上うへにて死しぬことは

武士の為^なすべき道ならず
骸^{むくろ}を馬蹄^{ばてい}にかけられつ
身を野晒^{のび}になしてこそ
世に武士^{もののふ}の義といわめ
などて恐るる事やある
などてたゆとう事やある

一見で詔書を読む

崎山 風雲急というのは、承知していましたがけれども、戦争にいつなるなんていうことはわかりませんでした。

七日に宮本さんから電話がかかってきまして非常に慎重に、「あしたの朝、とにかく非常に大事な放送だから、優秀なアナウンサー……」をということ、「中村茂さんを」と言われた。私は報道部長の横山重遠氏に同じようなことを連絡した。

島浦 宮本さん七日は……。

宮本 「日曜日に家におれ、出ちやいかんぞ」といわれたんですが、天気の良い日で、長男を連れて近所を散歩していたら、昼ごろ家から呼びにきて、すぐ総理官邸へこいという。官邸はひっそりかんといいて、星野書記官長がテニスをやっているんだよ。鈴木貞一（陸軍中将、通称「菅広を着た軍人」。「三好四愚」と呼ばれた東条英機側近三好の一人）氏とか、情報局の谷（谷正之、東条内閣の外務大臣、情報局総裁）総裁、奥村喜和男次長、松村秀逸氏ぐらいしかいない。そこで「いよいよ戦争だ」という

んですよ。八日にやるためには七日から飛び出している。それが一機発見されたので青くなっていましたよ。そこへ星野さんがきて、「あした四時に戦争状態のニュースを出す」という。まだ閣議も開いてないし、枢密顧問会議（天皇の最高諮問機関である枢密院の顧問を構成員とする会議）も開いていない。一生懸命自動車の手配をしていましたよ。みんな軍部がきめちゃったんだからね。

島浦 その時、詔書はもうできていた。

宮本 そうなんです。ぼくはチラッと詔書を見た。これを読む手配をしるという。それで星野さんに「これは内閣書記長が読むものですよ」といったら、「こんな長いものがおれに読めるか」というんだ。それで崎山さんに電話をかけて、「二・二六事件の「兵に告ぐ」の名アナウンスを担当した中村〔茂〕氏を指名し、あした早くから官邸にきて待機していてくれと頼んでおいたんですよ。その夜は寝て、四時ごろ目が覚めたけれども、どこからも何も言っていないんだね。これは戦争をやめたのかなと思っただ（笑）。ラジオをかけた放しでしたら、六時二〇分に香港総動員発令のニュースが出て、開戦の〔臨時〕ニュースは七時（七時のほかに七時一八分、八時三〇分、九時三〇分に放送された）です。

頼母木 「大本営陸海軍部午前六時発表。帝国陸海軍部隊は本八日未明、西太平洋において米英軍と戦闘状態に入れり」というんだ。

宮本 あの時分から電話がかかりつきりで、今度は家で処理しなければならんから出勤できない。出勤して、一番青くなったのは、詔勅の長いやつを中村氏に読んでおいてもらわなければならん。探したらない。それはその時分の東条の主義で、数か月前から宮中で閣議を開いていたんですよ。その日の朝、閣議、枢密顧問会議を開いて、詔勅の案をかけた。そのあと、ちょうど前の稲田侍従次長が当時の総務課長で、金庫へその詔勅

を封じ込んでやって鍵を持っている。しようがないから、「大事なニュースがあるからスイッチを入れておいて下さい」という放送をしてもらったんですよ。そのうち宮内庁から電話がかかってきて、東条が官邸に帰りしだいすぐ開戦の放送をするというんだ。

島浦 宣戦詔勅を自分でやるというんですか。

宮本 満州事変やシナ事変と違うんだからやるというんだ。こっちは読んでないのが気になってしようがない。それで時間かせぎに、ぼくはニュースというものは一二時が定時で、総理が帰ってきてても一〇分か二〇分待つだけだ。それまで待ったらいいでしょうといったら、松村秀逸さんは東条はせっかちだからそんなことを言ったらおこられるというんだ。よわっちゃってね。やっとこさ稲田さんをつかまえ、詔勅を早く出してもらわなければたいへんなんだといって、中村君に渡した。中村君はパッと見て全然読み違えをしなかったんだな、さすがですよ。

春日 一回しかみないんですよ。

宮本 辞書を引く間も、聞く間も何もないんだ。そしてもう、東条はツカツカと入ってきてしまったんだ。春日 首相官邸の放送室として一五年の六月につくった部屋です。七月に第二次近衛内閣ができたとき 大命を拝して^② を放送したのが使いはじめでした。

結果的には正午の定時ニュースの時間になっちゃったんですから、精神的には臨時ニュースだったともいえるんです。

(1) 太平洋戦争 開戦の詔勅 (米英両国二対スル宣戦ノ詔書)

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚(天皇の位)ヲ踐メル(跡を)大日本帝國天皇八昭二忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス
 朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕力陸海將兵八全力ヲ奮テ交戰ニ從事シ朕力百僚有司八勵精(氣持を引締め、て努力する)職務
 ヲ奉行シ朕力衆庶(もろもろの人)八各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算(見込み、違ひ)
 ナカラムコトヲ期セヨ抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ不顯(豊か)ナル皇祖考(天皇の祖父)不承(しよ承)
(立派に)ナル皇考(天皇の父)ノ作述セル遠猷(遠謀)ニシテ朕力拳々(恭しく)措力サル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ
(受継ぐ)萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國力常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト鬬端(さんたん)ヲ開ク
 二至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕力志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セズ濫ニ事ヲ構ヘテ東亞
 ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國八之
 ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提携スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權(蔣介石の政權)八米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尚未夕牆ニ相闘
 ク(『詩經』「小雅」より「兄弟牆に闘けども、外その務を禦ぐ」(家の中で)兄弟が内輪喧嘩をしていても、外から侮辱を受ければ共にそれを防ぐ)ヲ悛メス米英兩國八殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長
 シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ強シテ我ニ挑戰シ
 更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕八政府ヲシテ
 事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメムトシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼八毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ
 テ此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス斯ノ如クニシテ推移セム力東亞安定ニ關
 スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ帰シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國八今ヤ自存自衛ノ爲蹶然
 起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ皇祖皇宗ノ靈上ニ在リ朕八汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚(信じて、たよる)シ祖宗ノ遺業

ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除(去る)シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名 御璽

昭和十六年十二月八日

(2) 近衛文麿による演説「大命を拝して」の音声は国立国会図書館デジタル資料・演説

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/3572390>

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/3572391>

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/3572392>

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/3572393>

に収録されている。

官邸をかけまわる

頼母木 一二月に入って早々だと思うけど海外放送の担当者と、軍の連中と一緒に忘年会をやったんだ。そうしたら一人の少佐が「いよいよアメリカと戦争をするんだ」という。それでぼくは「よかろう、勝っても負けても日本は得する。ぼくは長い間外国にいて実力的に日本は一等国だとは思っていない。それが負けてはじめてド根性を出して、こりゃいけなかったと反省するのもいい」と言ったんだ。そうしたらその一人が「負けるとは何だーッ」といって刀を抜いて斬ってかかってきたんだよ。「斬るなら斬れ」とこっちも血気盛んだから激論した。その時から「やるな」という感じはぼくはしていた。

そして一二月七日五時ごろ、宮本さんからの話か何かがまわりまわって、沢田進之亟という課長のところに

はまたその少佐どもが電話をかけたものとみえるな。それで沢田が私のところへ「あしたの朝何かありますよ」と言ってきた。

春日 日曜日の夕方ですね。

頼母木 うん。五時ごろだよ。それじゃ何かがあるか知らないが待機しようということでした。そのかなり前に「雲か、山か、呉か、越か」^①という詩を放送して、そのあいだに暗号通信を送ったことがあった。^②中味はこっちはわからないが、要するに開戦の指令だったんでしよう。そのあとで、「西の風、晴れ」をもってきたんだ。

宮本 それは一二月の二日ごろでしょう。

頼母木 二日ごろだ。それをやった翌日軍令部の海軍の佐官がきて、「たいへんあれはうまくいって、成功しましたよ。ありがとう」と礼を言いに来た。はあ、それじゃ何かあったなと思いました（笑）。館野（守男氏、当時アナウンサー、現NHK国際局長）が、いきなり「西の風、晴れ」というのは、どうにもおかしいから「天気予報を申し上げます」と前につけるといっているので、いいだろうとぼくは許したことがあったよ。その晩は海外放送の担当者はかなり泊りました。

開戦を放送した時刻は、大体国内と同じぐらいで、あの時、東南アジア向けでやる番組の一番先に日本語でやったんだ。それをやったのが館野だよ。国内ニュースをやっておいて、ぼくのほうへとんできたんだから、国内より国際放送のほうがちょっとおそい。英語は五十嵐新次郎君（現早大教授）だった。

春日 企画部というのが昭和一六年の一月にできて、花岡守人とか、宮川三雄とか、川口柳二それに崎山さんとぼくの四人で、四月一日の全面的な番組改正のプランを毎晩つくっていた。

そのとき、われわれの頭の中では一種の非常体制に移行するということは知っていましたな。開戦の二日前に宮本さんがきて、皆が会議室へ集まった。ところが宮本さんの話は非常に抽象的で、それほど緊迫しているとは思わなかった。最悪の場合には都市放送（第二放送）をやめるという作業はしていた。しかし八日ということだけは、全く知らなかった。

しかも、ぼくははずかしいが当日「七時のニュース」を寝ていてきていない。寝ていたら、いきなり「お前いまのニュースを聞いたか。何をしてるんだ、早くとんでこい」という。NHKではそのころ、そういう場合の制服をつくっていた。カーキ色のダブルで、その第一回の着初めだった。家から駅までかけつけて、電車できたんだよ。

きたらとたんに崎山さんが「お前は首相官邸へ行く。宮本さんにくっついて、はなれるな。それでこっちと連絡をとれ」というのが指令でした。それで花岡君なんかと、「ここをちよっと編成がえしようじゃないかと」言って打ち合せて官邸へとんで行ったわけだ。中村さんがいて懔然びぜんとしていたよ。宮本さんは詔書がないわけだからソワソワしている。私もはかなり前から、首相官邸へしよっちゅう中継設備をもって行くのはやっかいだというわけで首相官邸の一番奥の小さな部屋を、放送できるようにしていた。感心したのは中村さんはほんとうに一回サツと目を通したただけだ。間ぎわに渡され、東条さんはもう待っている。何とかかんとか言っているうちに、結果的にピシヤッとお昼にきたんですね。

崎山 期せずして重要なのは一二時から一時までの間にみんな入っちゃった。

春日 ぼくは企画部員だけど、宮本さんのそばからはなれずくっついて、宮本さんが今度何するとか、今度どうするとかという時に、一々NHKへ電話をするわけだ。

首相官邸の廊下には表通りと裏通りがあるんですよ。階段を上がったり、おりたり、息せききって何度も往復するんだよ。そのたびに番組が変わるんだからね。番組を見てもわかるように、午前中は変えてないんです。崎山 一二月五日に「(国内)放送非常態勢要綱」^④というのが前にちゃんとできていて、それを讀んだ直後でしたから、比較的スムーズに行った面もある。そうでなければ放送は大混乱で、それが聴取者を動揺させただろうと思いますね。

島浦 五日にそういうものをこしらえて、それによって万一の場合は放送を一元化するとか、都市放送(現在の第二放送、当時A K(京東)、B K(阪大)、C K(名古屋))だけにあつた)をやるとか、首相官邸に放送要員を配置するとか、一応きめていた。それから電波管制に対する用意もしておりますね。

崎山 それはね、空襲で、一ぺんに日本はやられるという最悪のことを考えてやったんです。

春日 私がきょう一番知りたかったのは、NHKの最高幹部、あるいは宮本さんが何日前に大東亜戦争がわかっていたかということなんだ。

宮本 ぼく自身がほんとうに知ったのは前の日です。前々日は放送関係では手落ちのないようにしておけという。それだけの命令だものわかりようがない。

春日 このごろ新聞社の人たちがそのころぼくと同じぐらいの地位の人だったろうと思うが、おれは知っていた、おれは知っていたという人たちが出てくる。ぼくは知っているはずがないと思つんだ。

宮本 知っていたら死刑だもの。ぼくら情報部の中におつたっていわないものね。

①

泊天草 洋 頼 山陽

雲耶山耶吳耶越

水天髣青一髮

万里泊舟天草洋

煙横蓬窓日漸没

瞥見大魚波間跳

太白当船明似月

②

一月一九日及び二二日に、海軍の依頼によって放送電波に乗せてモールス符号を送信した。一九日は二時からの第四送信の日本語ニュースの時間であった。使用周波数はJLG4、一五〇五kHzで、一分間電信放送、五分間休み、一分間電信放送、五分間休み、又一分間電信放送を行った。なお、電信送信に頼山陽の詩吟を重畳したが、これはこの詩吟がモールス信号をカモフラージュするのにもっとも適しているという理由であった。この詩吟もマイクロフォンを通じて送出された。

③

神谷勝太郎は、「この大本営発表が臨時ニュースとして館野守男アナウンサーによって国内放送されたのは午前七時であったが、海外放送でもほとんど同時に、日、独、伊、英語で放送された。第一送信（欧州向け）があと二十数分で終わろうとしていた時刻である。私は英語を最初にと主張したが、沢田課長の決断で、最初に日本語、続いて枢軸国の国語であるドイツ語、イタリア語、最後に英語の順に放送した。」と証言している。（『NHK戦時海外放送』海外放送研究グループ編、原書房、一九八二）。

(4) 要旨は以下の通り。

- 一、放送の二元的統制を強化するため地方各局からの全国入中継を中止し、原則として東京発全国中継、またはロ一カル放送となす。
- 一、都市放送（第二放送）を休止して、全国统一放送となす。
- 一、防衛総司令部、各地軍司令部ならびに各地鎮守府および警備府に、原則として中継用マイクの設置、アナウンサー、中継係、技術系の勤務をなさしむ。
- 一、防空下令その他作戦用兵に関する事項は、防衛総指令部又は各地軍司令部より直接放送をなすものとする。
- 一、首相官邸放送室を情報局放送室に兼用し、アナウンサー、中継係、技術係を常勤せしむ。
- 一、大本営及び逓信省連絡のうえ、必要なる時間において電波管制をしく。
- 一、警戒管制中は放送番組は官庁公示事項、ニュース、レコード音楽に重点を置き、講演、演芸、音楽など一般放送は人心の安定と国民士気高揚を中心とし、積極的活用を図る。
- 一、重要事項には放送アナウンスにより、聴取者をして常に受信機にスイッチを入れ置くことと告知す。
- 一、敵空襲とともに、原則として電波の発射を休止す。
- 一、空襲警報解除または必要ある場合は、敵機退却とともに再び電波を発射す。

電波管制で混乱

春日 宮本さん、東条（東条英機。陸軍大臣。内閣総理大臣）さんの「大詔を拝し奉りて」という原稿はだれが書いたんでしょ（1）。

宮本 それはむろん政府ですよ。責任者はたぶん迫水久常氏（現参議院議員）でしょ（2）。

春日 午後七時の、奥村情報局次長の原稿はだれが書いたんですか。

宮本 ブレーンを使うかもしれないけれども、だれかに書かせたんだろうな。先生は四、五日前から知っていたと思うんだ。

春日 七時も、七時半のやつも、全部官邸から出たんだよ。ここでもおもしろいのは本(『体験的放送論』)に書いたけれども「討匪行」の八木沼丈夫(あらざ派の歌人。宣撫工作の最高指揮者)の電報がきているんですよ。「たたかひは勝つべきものぞ。身をつくし、国をつくしても勝たんとぞ思つ」という電報を宮本さんが持ってきてられて、「春日君、これをどこかへ入れようか」ということだったんです。

宮本 うん、そんなことがあったな。詩吟でやったんだ。

春日 これは伊藤長四郎(「御民われ」を吟詠)です。奥村さんの演説のあとへつけたんですよ。

島浦 それが八時一分か。

春日 このころになると首相官邸の真中の部屋で、ぼくの目に一番ついたのはシナ料理の鯉の丸焼の大きなのが真中にあるって山海の珍味で、東条総理以下陸海軍の肩章をついた連中が、その演説のあと乾杯しているんだよ。宮本さんもその中へ入っているんだ。官邸の裏は二階から見おろすところに大広間があるんだよ。そのころぼくはとんで歩いていて弁当を食っていない。だから開戦の日というと、腹が減った記憶でねえ(笑)。

島浦 宮本さんも六時に放送しているでしょう。「ラジオの前にお集りください」というのを。

宮本 毎時間に何かニュースを出そうというんです。

崎山 それは前の日にきまっていましたね。いまではNHKでも民放でも、ニュースが時間の頭にくる。あのアイディアはあの時が最初だと思えますね。

宮本 ニュースのあと「軍艦マーチ」が出たら情報局で評判がよくて、前へもっていけというので前へもっていったんだ。初めはあとだった。海軍が済んだら「軍艦マーチ」、陸軍が済んだら……。

春日 「分列行進曲」つまり「抜刀隊」。何かの本に、たまたまあの「軍艦マーチ」はNHKの指揮室にいた和田信賢の思い付きだとあったけど、それは違っただね。

崎山 ニュースのテーマミュージックとしては、あれが初めだろうと思う。

頼母木 チャイムはありましたがね。

島浦 田中順之助君（当時の報道プロデューサー、元水戸放送局長）の記録によれば前の晩から横山重遠報道部長にいわれて泊り番じゃないんだけれども、何のことかわからずに泊ったというんですよ。田中君は朝七時のニュースで担当の館野がスタジオへ入っていて、いくら待ってもニュースがこない。まぎわになったら、指揮室の和田信賢に電話がかかってきて、「開戦状態に入れり」というニュースが、指揮室へ入ってきたのでびっくりして田中のところへ送った。田中君は原稿を持ってスタジオへとび込んで間に合った。だから現実には和田信賢は指揮室で「軍艦マーチ」をかけたが、かけるという企画は前にきまっていたということですね。

崎山 きまっていたんです。定時ニュースという思想の中には、戦争が始まったら初め三〇分はずっとニュースだとか、戦争関係のことをやるうという思想はあったんです。

春日 それはもう崎山さんを中心にわれわれが集まった時に横書きの表ができていました。ニュースを出して何もなかったらつないで、また次へいくというやつね。そいつはもう前にやっていた。それから第二放送をやめるとか、天気予報はやらないとか、打ち合わせをやりながら、いったいいつやるんだと言っていたんだ。それが急にくるとは思わなかったんだ。

島浦　そして二月一日になるとすぐに「戦時放送業務処理要領」(一九四四年二月二日廃止)というのが出ていますよ。その時に放送司令部というのができています。開戦三日後です。海外放送はとたんに海外放送連絡協議会というのを作った。会長が司令長官で……。

開戦直後のできごととして、電波管制をやりましたよね。それで北海道とか、樺太でラジオが聞こえないというたいへんな問題が起こった。

崎山　それは軍管区に合わせたんですよ。いま考えればラジオの電波で飛行機がくるなんて考えられないんですけども、当時はこちらとあちらから出ているのを合わせていけば、東京がわかるといった。

島浦　敵機誘導になるといった。

崎山　それをやったために混乱したんですよ。混乱したというのは、放送というのは普通の中継線を通じているでしょう。たとえば鶴岡は東京の軍管区で、番組は仙台から流れている。しかたがないから、鶴岡の局は短波で東京をとったんです。こんなむちゃなこと、戦争のたびに技術は進むというけれども、そのために東京の放送を無線中継できるくらいに、鶴岡の技術は進んだんです。

島浦　地方では困って、ジャンジャン電話がかかってきた。こういつ時にこそラジオを聞きたいのに、ラジオが役に立たん。

崎山　最初は、日本全部を一周波にしちゃったんですよ。これは六日からちゃんときめたんです。何かあったらとにかく同一周波にして第二放送をやめにしてしまう。東京全中一本槍、あとはローカルというようなことにして、同一周波にしてみました。それから翌年二月の紀元節(二月一日)の時から第二次体制に入っています。あんまり空襲がこないからゆるめた(笑)。

(1) 「大詔を拝し奉りて」

只今宣戦の御詔勅が渙発(広く天下に発布)せられました。精鋭なる帝国陸海軍は今や決死の戦を行ひつつあります。東亜全局の平和は、これを念願する帝国のあらゆる努力にも拘らず、遂に決裂の已むなきに至ったのであります。

過般来政府は、あらゆる手段を尽し対米外交調整の成立に努力して参りましたが、彼は従来の主張を一步も譲らざるのみならず、かへつて英、蘭、支と連合し支那より我が陸海軍の無条件全面撤兵、南京政府の否認、日独伊三国条約の破棄を要求し帝国の一方的譲歩を強要して参りました。これに対し帝国は飽く迄平和的妥結の努力を続けましたが、米国は何ら反省の色を示さず今日に至りました。若し帝国にして彼等の強要に屈せんか、帝国の權威を失墜し支那事変の完遂を期し得ざるのみならず、遂には帝国の存立をも危殆(非常にあぶない状態)に陥らしむる結果となるのであります。

事茲(ここ)に至りましては、帝国は現下の危機を打開し、自存自衛を全うする為、断乎として立ち上るの已むなきに至つたのであります。今宣戦の大詔を拝しまして恐懼(恐れかしこまり)感激に堪へず、私不肖(取るにたれない)なりと雖も一身を捧げて決死報國、唯々宸襟(天子の心)を安んじ奉らんと念願のみであります。国民諸君も亦、己が身を顧みず、醜の御楯(天皇の楯となつて外敵を防ぐ防人)たるの光栄を同じくせらるるものと信ずるものであります。

およそ勝利の要訣は、「必勝の信念」を堅持することでありませう。建国二千六百年(神話上の天皇神武天皇が國を建てた年を紀元とする年数、西暦に六六〇年を加える)、我等は、未だ嘗つて戦ひに敗れたるを知りませぬ。この史績の回顧こそ、如何なる強敵をも破砕するの確信を生ずるものであります。我等は光輝ある祖国の歴史を、断じて、汚さざると共に、更に榮ある帝国の明日を建設せむことを固く誓ふものであります。顧みれば、我等は今日迄隱忍と自重との最大限と重ねたのであります。断じて安きを求めたものでなく、又敵の強大を懼れたものでもありません。只管、世界平和の維持と、人類の惨禍の防止とを顧念し

たるにほかなりません。しかも、敵の挑戦を受け祖国の生存と権威とが危きに及びましては、蹶然起たざるを得ないのであります。

当面の敵は物資の豊富を誇り、これに依て世界の制覇を目指して居るのであります。この敵を粉碎し、東亜不動の新秩序を建設せむが為には、当然長期戦たることを予想せねばなりません。これと同時に絶大なる建設的努力を要すること言を要しませぬ。かくて、我等は飽くまで最後の勝利が祖国日本にあることを確信し、如何なる困難も障碍も克服して進まなければなりません。是こそ、昭和の臣民我等に課せられたる天与の試練であり、この試練を突破して後にこそ、大東亜建設者としての榮譽を後世に担ふことが出来るものであります。

この秋に当り満洲国及び中華民国との一徳一心の關係愈々敦く、独伊兩國との盟約益々堅きを加へつつあるを、欣快とするものであります。帝国の隆替、東亜の興廢、正に此の一戦に在り、一億国民が一切を挙げて、国に報ひ国に殉ずるの時は今であります。八紘(全世)を宇(一家)と為す皇謨(天皇の國家統治)の下に、此の尽忠報国の大精神ある限り、英米と雖も何等懼るるに足らないのであります。勝利は常に御稜威(天皇の威光)の下にありと確信致すものであります。

私は茲に、謹んで微衷(まごころ)を披瀝し、国民と共に、大業翼賛の丹心を誓ふ次第であります。

(2) 二・二六事件当時総理大臣秘書官として岡田総理の救出に成功。敗戦時鈴木貴太郎内閣書記官として終戦詔書の起草に尽力。

(3) 討 匪 行 八木沼丈夫・作詞

一、

どこまで続く泥濘ぞ

三日二夜を食もなく

雨降りしづく鉄兜てつかぶと

雨降りしづく鉄兜

二、

嘶いなく声も絶えはてて

倒れし馬のたてがみを

形見と今は別れ来ぬ

形見と今は別れ来ぬ

三、

蹄ひづりの跡に乱れ咲く

秋草の花くさし 粟あはして

虫ねが音細き日暮れ空

虫ねが音細き日暮れ空

四、

既に煙草タバコはなくなりぬ

頼むマツチも濡れはてぬ

飢え迫る夜の寒さかな
飢え迫る夜の寒さかな

五、

さもあらばあれ日の本の
我はつわものかねてより
草生す屍悔ゆるなし
草生す屍悔ゆるなし

六、

ああ東ひんがしの空遠く
雨雲ゆす揺りて轟とどろくは
我が友軍の飛行機ぞ
我が友軍の飛行機ぞ

七、

通信筒よ乾パンよ
声も詰まりて仰ぐ眼に

溢るるものは涙のみ
溢るるものは涙のみ

八、

今日山峽やまかいの朝ぼらけ
細くかすけく立つ煙
賊馬は草を食はむが見ゆ
賊馬は草を食むが見ゆ

九、

露冷えまさる草原に
朝立つ鳥もあわたた慌し
賊が油断ぞひしと寄れ
賊が油断ぞひしと寄れ

十、

面おもかがやかしつわものが
賊殲滅せんめつの一念に

焰と燃えて迫る見よ
焰と燃えて迫る見よ

十一、

山こだまする砲づつの音

忽たちまち響なく関せきの声

野の辺への草を紅あけに染む

野の辺の草を紅に染む

十二、

賊馬もろとも倒れ伏し

焰は上がる山の家

さし照れる日のうららけさ

さし照れる日のうららけさ

十三、

仰みぐ御稜威いづの旗の下

幾山越えて今日の日ひに

会う喜びを語り草

会う喜びを語り草

十四、

敵にはあれど遺骸なまがらに

花を手向けて懇ねんじろに

興安嶺よいざさらば

興安嶺よいざさらば

十五、

亜細亜に国す吾日本

王師天皇の軍隊（ひとたび）一度ゆくところ

満蒙の闇晴れ渡る

満蒙の闇晴れ渡る

昭和十七年十二月

(4)

一月八日、日本放送協会は「全国放送は東京発（第一放送）のみで実施し、地方局発の全国放送は一切行わない。地方局はローカル放送のみを実施する。東京、大阪、名古屋の都市放送（第二放送）は取りやめ、天気予報も中止する」という非常体制に入った。

これは、空襲に際して、できるだけ放送局の電波の発射位置を隠し、電波の方向によって敵機が自分の位置を知るのを防ぐためにとられた措置だったが、翌九日からはさらにこれを補完する「全国同一周波数電波管制」がスタートした。これによって全国の放送局の周波数はすべて八六〇キロヘルツの電波を出し始めたのはよかったが、当時は水晶発振子の確度や安定度が現在より低かったこと、同期調整技術の研究が未発達だったことなどから、各局の電波間に微妙なずれが生じ、干渉を引き起こすことになったのである。とくに夜間は、遠方の局同士の妨害が激しく、全国の放送局には聴取者から「よく聞こえない」という苦情が殺到し始めた。このため放送協会では、すこしでもこの状態を改善しようと、一月二五日からは、昼間は全国同一の周波数（ 1000キ ）で放送し、夜は全国の放送局を五群に分け、群ごとに別な周波数で放送を行う「群別放送」に切り替えた。この群別放送は、その後戦局の推移によって四群、六群、八群別などに変わる。

しかしこの群別放送によっても聴取状況の悪化は避けられない所が全国にあり、終戦までに計四七カ所にのぼる臨時放送所が建設された。建物としては公共施設や民家の一部を借用し、アンテナとしては木柱を使用、出力もわずか五〇ワットと、応急施設の域を出ないものだった。（『博多放送物語』NHK福岡を語る会編、海鳥社、二〇〇二年）

“アジア人のアジア”

島浦 海外放送で、これは何のことがよくわからないんだけども、インド向けの放送で、参謀総長から感謝をもらったんですが。

頼母木 ジャワの上陸の時に、ニューヨークだかサンフランシスコにニュースを毎日聞かせておいて、チャーリー・吉井（英語アナウンサー）に北から敵前上陸をするやつを、南から敵前上陸をしたという、逆の放送を

させたことがある。それで向うさんが大混乱を起こした時にほめられたということはあるな。

宮本 あちこち情報局へ行ってみていると、陸軍は何の情報も持っていないんだね。ぼくはその時、同盟通信にも関係があったので、放送局と三位一体の情報網「海外放送連絡協議会」をつくらうと言って、愛宕山に夏ごろから大急ぎで設備（戦前最後の船便でアメリカから輸入したハマーランドのスーパープロ五台を愛宕山に設置）をととのえた。あれが開戦の一週間ぐらい前にでき上がったんですよ。あれは唯一の情報網なんで、終戦の時に役に立ちましたかね。

初めはぼくの所管下であったんで、七割ぐらい頭が海外放送にありました。そこで頼母木さんと相談してニュースの種を取らなければだめだということになった。幸いなことにオールウェーブが国内では禁止されていて、聞こえない。それなら短波を使ってアメリカに戦争をやめようじゃないかという厭戦観念を起こさせて、日本がある程度占拠したところで何とかしてすわり込もうという考えで毎日会議をやりました。それがさっき出た協議会なんです。初めアメリカ側は敗戦を隠していた。真珠湾なんか一年隠していたからね。こっちは負けてきたら隠したが、初めはこっちのとったニュースの種を基礎にして、陸軍や海軍からも出させて毎日やったんだ。えらい影響があった。スローガンをつくったんです。『アジア人のアジア』こいつは効いたらしいよ。向こうは『リメンバー・パールハーバー』なんだ。

頼母木 リベラリストで当時迫害されていたような人も二〇人ぐらい（正富笑入、郷敏、神川彦松、永戸政治、直海善三、棟尾松治、杉森孝次郎、松本滝蔵、神崎驥一、百々正雄など）出てくれて、呼びかけ放送をやったわけです。あれが成功していれば、もう少し形がついたが、ある海軍の幹部の放送でダメになっちゃった。

宮本 そうだった。Yという大佐かな、こいつがばかやろうで、「ニューヨークで大観艦式をやる」なんて放送するものだからね。それにしても、海外放送はほんとうに効果があったな。

頼母木 在外同胞で帰ってきた人の話をきくと、かなり短波で東京を受けている。

宮本 それは聞いていたでしょうね。インドだって、ネールは傾かなかつたけれど、ガンジーはよろめいたものね。「アジア人のアジアには参った」とアメリカの新聞に書いてあるもの。

島浦 宮本、頼母木ラインのアイデアとしては例の「捕虜放送」^③がありますな。

宮本 捕虜がやった時はアメリカは必ず聞く。恋人がどうだ、おかあさんは元気かという、それだけに限ればいい。

頼母木 アメリカから捕虜を使って放送するというのはもつてのほかだといってきた。ぼくはインチキをやっていないんだから、かまわないと思っていた。そのうちに今度はだれを放送してくれ（笑）。

註

① シンガポール陥落直後、昭和十七年（一九四二）四月インドで英印交渉が決裂し、同年八月ガンジー、ネール、アザドら国民会議派と回教徒連盟の全首脳が会同したボンベイ会議で、英精力即時撤退要求の決議案が全会一致で採択され、ガンジーの名で不服従運動開始の指令が出され、その翌日ガンジー、ネールらが逮捕され、国民会議派の領袖二〇名が投獄されるという一連の反英闘争が発生したが、これより先、インド国民会議派は日本の海外放送の戦況ニュースを印刷配布していたと伝えられている。このころわれわれのインド向け放送について杉山参謀総長から会長宛てに感謝状が送られ、海外放送の全員に会長から褒賞として万年筆（男子）やシャープ・ペンシル（女子）が支給されたことがあった。（神谷勝太郎『NHK戦時海外放送』二二二頁）。

② 一九三六年当時の国内における二大通信社である、日本電報通信社（電通）の通信部と新聞聯合社（聯合）が合併し

て設立された、軍国日本の宣伝機関。

③ 一九四二年一月、中国、香港、マレー半島、ビルマ、フィリピン等の戦場で日本軍の捕虜となった連合軍将兵の氏名、手記、家族あての手紙などの放送を始めた。

一九四二年二月シンガポール陥落の際して捕虜となったオーストラリア軍少佐チャールズ・カインズは、シドニーの民間放送局のアナウンサーであったこともあり、参謀本部は、カインズに「濠州軍少佐チャールズ・E・カインズハ爾今日本放送協会ノ海外放送に従事シベシ」なる命令を発し、カインズもこれを了承し以後捕虜放送のアナウンサーとして活躍した。その後さらにアメリカ人エドワード・インズ大尉およびフィリピン人ノーマン・レイス少尉が加わり、軍が製作した番組の放送に従事した。

ドイツとイタリアで間に合う

宮本 ぼくは放送というものは根本はみんなを喜ばせるものだ思っていた。だからすくなくとも新聞課長になって、放送をはなれるまで、軍は一指も触れさせなかった。

放ったらかしておいたら、非常時だと言って放送がしぼんでしまいはしないかと心配したわけだ。しぼんだらなかなか立ち直らん。だから、崎山先生と相談して一流の演芸陣を総動員して出したんです。あの一時間番組というやつは、相当続いた。それから洋楽をぬいたら放送は成りたたんでしょう。しかし軍からはすぐ敵性音楽とくるんだよ。

春日 ベートーベンぐらいは放送できる線を考え出した。開戦の日だって日響（今のN響）をやっている。宮本 幸いなことに、大体ドイツとイタリアで勇ましいやつは間に合うというわけでした。

頼母木 海外放送では軍部はジャズバンドをやめろというんだがこれは餌だといって残したんですよ。

春日 開戦の日に中村アナウンサーが間違わなかったのを、東条さんに読ませて、録音をとって、それを大詔奉戴日に出せというので、東条さんに一度読んでもらった。東条さんは「芟除^{さんじょ}」というのをせんじょと読み間違っちゃった。それをマルコニーの録音機の大きいやつに一つとって、それからディスクをとって、半分ずつミックスすることになった。ところがマルコニーのほうがかたい。それで両方の音を合わせて、両方つないでテープへとりなおし一本にした。戦争は放送の面でも発明の父だ（笑）。

参考 全国放送番組（昭和一六年二月八日 月曜日）

時刻	内容
〇六〇〇	ラジオ体操
〇六二〇	ニュース（香港に総動員令発令ほか）
〇六三〇	音楽（レコード）
〇六四〇	武士道の話
〇七〇〇	時報
〇七〇〇	沢庵の「不動智神妙録」（一）
〇七〇四	臨時ニュース（開戦の発表）
〇七一八	ラジオ体操
〇七二〇	臨時ニュース（開戦の発表）
〇七二〇	朝のことば（仙台）
〇七四一	「伊達正宗と太平洋」
〇七五〇	ニュース（開戦の発表、米陸軍香港の総動員令発令）
〇七五〇	音楽（レコード）
〇七五〇	仕事と共に（大阪）
	吹奏楽

早大教授 伊藤康安

小倉 博

指揮・福喜多鎮雄 大阪吹奏楽団

- 一、行進曲「皇軍の精華」
陸軍軍楽隊作曲
- 二、行進曲「空軍の威力」
海軍軍楽隊作曲
- 三、行進曲「大艦隊の行進」
江口夜詩作曲
- 四、行進曲「暁の進軍」
江口夜詩作曲
- 〇八三〇 臨時ニュース（開戦の発表、臨時閣議）
- 〇八五〇 ラジオ体操
- 〇九〇〇 国民学校放送（全学年の時間）
朝礼訓話
文部次官 菊池豊三郎
- 〇九一二 音楽（レコード）
- 〇九二〇 経済市況
- 〇九三〇 臨時ニュース（開戦の発表、日米交渉の経過と対米通告内容）
- 一〇〇五 音楽（レコード）
- 一〇二〇 家庭婦人の時間
- 一〇四〇 国と家のためになる郵便年金
吹奏楽（レコード）
逓信省管理局長 景山準吉
- 一〇〇〇 軍隊行進曲集
- 一一〇〇 臨時ニュース（英砲艦一隻撃沈、米砲艦捕獲の戦果）
- 一一〇九 音楽（レコード）

- 一一三〇 臨時ニュース（ハワイ奇襲作戦に成功、シンガポール他爆撃）
- 一一四〇 経済市況
- 一二〇〇 時報
- アナウンス
- 君が代
- 詔書奉読
- 大詔を拝し奉りて
- 愛国行進曲
- 日本放送協会業務局告知課長 中村茂
内閣総理大臣・陸軍大将 東条英機
- 一一〇六 大本営陸海軍部発表（マレー半島上陸、香港攻撃）
- 吹奏楽
- 指揮・服部逸郎 東京交響吹奏楽団
- 一一二七 吹奏楽
- 一、行進曲「皇軍の意気」
- 服部逸郎作曲
- 二、大行進曲「アジアの力」
- 大政翼賛会・日本放送協会撰定 服部逸郎編曲
- 三、愛国行進曲
- 一一三〇 政府声明朗読
- 日本放送協会業務局告知課長 中村茂
- 一一三七 ニュース（マレー半島の奇襲上陸作戦成功、香港攻撃開始）
- 一一五九 ニュース
- 音楽（レコード）

- 一三〇九 ニュース
 - 音楽（レコード）
 - 一三二六 ニュース
 - 音楽（レコード）
 - 一三四五 経済市況
 - 一四〇〇 臨時ニュース（防空実施下令）
 - 音楽（レコード）
 - 一五〇〇 臨時ニュース（防空実施下令）
 - 一五〇八 職場への放送
 - 音楽（レコード）
 - ラジオ体操
 - 音楽（レコード）
 - 一五三〇 ニュース（防空実施下令、臨時議会招集、非常時金融対策に対する蔵相談話）
 - 音楽（レコード）
 - 一六四〇 経済通信（経済市況の名称変更）
 - 一七〇〇 臨時ニュース（フィリピン、香港空襲）
 - 一七一四 合唱
- 指揮・伊藤昇 日本放送合唱団
伴奏 東京放送管弦楽団

敵性撃滅

土岐善麿作詞 伊藤昇作曲

音楽（レコード）

一七五〇 番組予告

一八〇〇 ラジオの前にお集まり下さい

一八〇四 小国民のシンブン

音楽（レコード）

一八三〇 合唱と管弦楽

指揮・片山穎太郎 東京放送管弦楽団

日本放送合唱団

瀬戸口藤吉作曲

一、管弦楽「軍艦行進曲」

二、合唱

(一) 海ゆかば

大伴氏言立 信時潔作曲

(二) 敵性撃滅

土岐善麿作詞 伊藤昇作曲

(三) 遂げよ聖戦

柴野為亥知作詞 長津義司作曲

(四) 護れわが空

佐藤惣之助作詞 内田元作曲

(五) 太平洋行進曲

海軍省撰定

(六) 国に誓ふ

野口光次郎作詞 信時潔作曲

(七) アジヤの力

大政翼賛会・日本放送協会撰定 服部逸郎編曲

(ハ) 愛国行進曲

三、管弦楽「分列行進曲」

陸軍省制定

一九〇〇 時報

君が代

詔書奉読

日本放送協会業務局告知課長 中村茂

大詔を排し奉りて（録音）

内閣総理大臣・陸軍大将 東条英機

一九一三

ニュース（ハワイ、マレー、フィリピン、香港の戦況）

一九三〇

宣戦の布告に当たりて国民に懇^{うった}ふ

情報局次長 奥村喜和男

二〇〇一

朗吟

伊藤長四郎

戦いは勝つべきものぞ

（八木沼丈夫作）

一、御民われ

（海犬養宿弥岡磨作）

二、今日よりは

（防人の歌）

二〇〇四

金融の非常対策

大蔵次官 谷口恒二

二〇一五

吹奏楽

指揮・隊長 内藤清五 海軍軍楽隊

一、行進曲「聯合艦隊」（斉唱付）

山田耕筰作曲

二、行進曲「軍艦」

瀬戸口藤吉作曲

二〇二四

ニュース歌謡

作詞 野村俊夫

宣戦布告

作曲編曲並指揮 古閑裕而

伴奏 東京放送管弦樂團

歌 伊藤久男・霧島昇

防衛総参謀長・陸軍中将 小林浅三郎

指揮・隊長 内藤清五 海軍軍楽隊

二〇三〇 全国民に告ぐ
二〇四〇 吹奏楽「海行かば」外
二二〇〇 ニュース（ハワイ空襲の戦果、戦艦二隻撃沈、戦艦四隻、大型巡洋艦四隻大破など、タイ

国進駐）

音楽

一、吹奏楽

(一)軍歌「世紀の進軍」

海軍軍楽隊作曲

(二)軍歌「海洋航空の歌」

海軍軍楽隊

(三)行進曲「海の進軍」

海軍軍楽隊

(四)行進曲「護れ海原」

海軍軍楽隊

二、合唱

(一)「太平洋行進曲」

海軍省選定

(二)「愛国行進曲」

一一三〇〇

時報

今日の戦況とニュース（開戦第一日の戦況とりまとめ）

二三〇〇 臨時ニユニス・他（ハワイ真珠湾で米戦艦ウエスト・バージニア、オクラホマなど撃沈、夕

イ国進駐）

九日

〇〇〇〇 臨時ニユニス（ホノルル大混乱の様）

〇〇〇八 終了

- 『放送夜話 座談会による放送史』（日本放送協会編集 一九六八年、日本放送出版協会）所収。
- 読みやすさのために、適宜振り仮名をつけた。
- 理解を助けるために、二種類の註をつけた。本文中の割注は比較的短い註に、節末の註はやや長い註とした。

• PDF化には $\text{L}^{\text{A}}\text{T}_{\text{E}}\text{X} 2_{\epsilon}$ でタイプセッティングを行い、`dvipdfmx`を使用した。

ラジオ関係の古典的な書籍及び雑誌のいくつかを

ラジオ温故知新

<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/>

↓

ラジオの回路図を

ラジオ回路図博物館

<http://fomalhaut.web.infoseek.co.jp/radio/radio-circuit.html>

に収録してある。参考にしてください。